

裁判員制度施行10周年を迎えての会長談話

資料1

いいね！ 11

ツイート

裁判員制度が施行されて10年を迎えました。この間、1万件を超える裁判員裁判が行われ、9万人以上もの市民が裁判員・補充裁判員を経験されました。この制度を担われた法曹三者をはじめ関係者・関係機関各位、とりわけ司法参加を実現された多くの市民の皆様の御尽力・御努力に深甚なる敬意を表するものです。

裁判員制度は、「司法への国民の主体的参加を得て、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する」との目的の下、司法制度改革の目玉として導入されました。それまでの供述調書偏重の裁判から、「法廷で見て、聞いて、分かる」裁判への大きな転換を促し、直接主義・口頭主義という刑事訴訟法の本来の理念に近づきました。市民感覚や健全な社会常識が事実認定や量刑の判断に反映され、絶望的とも言われた刑事裁判の活性化につながっていると言えるものであり、裁判員制度は高く評価すべきものと考えます。さらには、この成果が刑事司法全体に波及していくことが期待されます。

他方、10年間の施行の中で、幾多の問題点も明らかになってきています。その一つが60%を超える裁判員の辞退率です。多様なバックグラウンドを持つ市民で構成される裁判体にするには、裁判員として裁判に参加できる諸々の社会的基盤の整備とサポート体制の拡充を急がなければなりません。裁判員を経験した市民の95%以上が「よい経験であった」と肯定的に評価しており、そのことを市民に広く伝えていくことが必要です。

また、司法制度改革の基本理念と方向の一つに、国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、統治主体に転換することが挙げられていました。この理念を裁判員制度において踏まえるならば、裁判員が主体的に評議で発言をし、それが判決に反映されていると言えるのか、裁判官と裁判員が対等な立場で評議ができるのかが問われます。これらの問題を検討するためには、裁判員の守秘義務の対象を今よりも限定する見直しを行い、裁判員から意見を聴いて、評議の検証をすべきであると考えます。

その他、市民がより主体的に裁判に参加できるようにするための制度改革に向けた課題もあります。例えば、1.7%にすぎない対象事件を拡大する、裁判官と裁判員の人数比についてより裁判員の割合を今より増やす、裁判官と裁判員の情報格差をなくすために、公判前整理手続の主宰者を受訴裁判所から切り離すなどです。

私ども弁護士は、裁判員制度の更なる発展と充実を目指すとともに、裁判員裁判における被告人の権利を擁護するため、弁護技術の向上に向けて不断の努力を続けていく所存です。市民の皆様の格段の御理解と御協力をお願ひいたします。

2019年(令和元年)5月21日
日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

資料2

第28回司法シンポジウム

司法における国民的基盤の確立をめざして —司法を強くする4つの取組から考える—

【日 時】 2018年9月29日(土) 10時30分~17時30分

【場 所】 弁護士会館2階 講堂「クレオ」

プロ グ ラ ム

<司会> 寺林 智栄(東京弁護士会)
曾場尾 雅宏(長崎県弁護士会)

[10時30分~10時50分]

■ 開会挨拶 日本弁護士連合会会長 菊地 裕太郎

■ はじめに なぜ、いま「司法における国民的基盤」を取り上げるのか

[10時50分~12時30分]

■ 第1部 具体的な取組から考える—市民と司法がつながる取組—午前の部

- 1 弁護士任官を進める
- 2 司法参加を広げる(裁判員の経験など)

《12時30分~13時30分》 休憩

[13時30分~15時20分]

■ 第1部 具体的な取組から考える—市民と司法がつながる取組—午後の部

- 3 法教育に取り組む
- 4 市民と司法をつなぐ(マスメディアの役割など)

《15時20分~15時40分》 休憩

[15時40分~17時30分]

■ 第2部 市民が支える司法をめざして(パネルディスカッション)

■ 閉会挨拶 日本弁護士連合会第28回司法シンポジウム運営委員会委員長 中村 隆

第2章 司法参加を広げる

第1 はじめに

司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）は、21世紀の司法制度の姿の一つとして「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」を掲げ、「国民は、一定の訴訟手続への参加を始め各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支える。」とした（12頁）。

その具体的な中身として、刑事訴訟事件では、裁判員制度の導入、民事訴訟手続では、専門的知見を要する事件を対象に、専門家が裁判の全部又は一部に関与し、裁判官をサポートする専門委員制度の導入、検察審査会の一定の議決に法的拘束力を付与すること、人事訴訟の移管に伴う家庭裁判所の機能の充実の一環として参与員制度を拡充すること、民事・家事調停委員、司法委員の拡充、などが指摘された。

2016年11月に行われた第27回司法シンポジウムでは、実際の裁判例を通じて、司法が少数者の人権救済に果たしている役割と、違憲立法審査権の意義を確認した。しかし、人権を救済する裁判例や、違憲立法審査権を行使する最高裁判決（判例）は、往々にして、政治権力（政府や国会）を批判するものとなる。そこで、司法がこれらの役割・意義を果たすためには、国民こそが司法を支えるための重要な政治的資源であるという認識の下で、司法の国民的基盤の構築を図らなければならないという結論を得た。

折しも、第27回司法シンポジウムの直後に行われた最高裁裁判官の任命は、従来の慣例とは異なり、政治権力の意向が強く反映しているという指摘がなされた。最高裁に限らず、裁判官の任命手続において、政治権力から不当な圧力を受けることがあってはならないのであって、司法を支える国民的基盤作りの重要性は、このような最近の事例からも確認できるところである。

本シンポジウムは、審議会意見書からの司法改革の流れを踏まえるとともに、第27回司法シンポジウムの成果を深め、司法を強くするにはどうしたらよいか、という視点を共通のテーマとした。

そして、この第2章では、まず、国民の司法参加として大きな意義を有し、かつ、今次司法改革の三大改革の一つと位置付けられた裁判員制度を中心に検討を進めた。そして、その他の司法参加制度として、労働審判員、民事・家事調停委員、司法委員、専門委員及び検察審査員の実情を調査・報告するとともに、新たな司法参加の制度について提言する。

第2 裁判員制度

1 制度の意義

(1) 制度の発足

裁判員制度とは、2009年5月施行の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、本章においては「法」という。）に基づき実施されている制度である。同制度は、法1条で「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事

訴訟手続に関与する」と明記されているとおり、国民が直接刑事裁判に関与するという意味で国民の司法参加の最たる制度と言うことができる（なお、裁判員と補充裁判員の権限・役割には違いがあるが、本章で特に区別しない箇所では、主に裁判員について述べる。）。

2009年8月3日午前9時に東京地方裁判所で裁判員選任手続が始まった第1号事件以来、既に日本全国で1万人以上の被告人に対して判決が言い渡されている¹。同制度は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件に限定して適用され（法2条1項），罪名別では強盗致傷罪が最多、次いで殺人罪となっており、両罪を併せて全体の半数近くを占めている²。

我が国では、かつて、同じく国民が刑事裁判に直接関与する制度として、陪審裁判が1928年から1943年まで行われていたが、量刑が陪審員の審理対象になっていなかったこと、裁判所が陪審員の出した結論に拘束されなかつたこと等、現代の裁判員制度とは大きく異なる制度であった³。そして、戦後60年の長い歳月を経て、再度国民の司法参加の制度として、裁判員制度が発足するに至った。

（2）制度の概要

裁判員制度は、広く国民の大多数を選任対象者と定め（法13条ないし19条）、一定の重大事件につき、事実認定、法令適用及び量刑につき裁判員裁判の審理対象とする制度である（法6条1項）。審理は、裁判官3人に対して裁判員6人を選任し（一定の要件の下、裁判官1人に対して裁判員4人を選任することも法律上認められている。）（法2条2項及び3項）、裁判員と同数を上限に補充裁判員が選任される（法10条）。

そして、若干の手続の違いはあるが（必ず公判前整理手続に付さなければならない（法49条）等）、裁判員裁判も概ね従前の刑事裁判手続と同様に公判手続が進められる。具体的には、冒頭手続、書証の取調べ、証人尋問、被告人質問、論告・弁論そして被告人の最終陳述という順序で進行し、裁判員には証人への尋問（法56条及び57条）、被害者の意見陳述に対する質問及び被告人への質問（法58条及び59条）が認められ、事件当事者へ直接話を聞く機会が確保されている。

これら公判手続の後に、裁判官及び裁判員による評議が行われる（法第4章）。評議の所要時間に法律上の制限はないが、平均すると自白事件で約8.3時間、

¹ 2018年1月末日時点で、終局判決を受けた被告人の総数は1万0797人である（最高裁HP「裁判員裁判の実施状況について」制度施行～平成30年1月末・速報、表2（2018年5月確認）。最新の速報は以下URLから参照できる。）

http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

² 2018年1月末日時点で、総数は1万2679人、強盗致傷罪は2939人、殺人罪は2758人である（前出速報、表1）。

³ 法務省HP「日本でかつて行われていた陪審制度」参照。

http://www.moj.go.jp/keijil/saibanin_koho_gallery02.html

否認事件で約13.4時間かかっている⁴。評議では、必ず裁判官及び裁判員1人ずつの意見を含む多数決で評決がなされることとされており（法67条），裁判員のみの意見で被告人を有罪にすることも、より重い刑にすることもできない。また、評議は非公開とされており（裁判所法75条1項），裁判員には評議の内容を漏らしてはならない守秘義務が課されている（法70条）。そして、裁判所は、評議の結果を踏まえて、公判廷で判決の宣告を行うことになるが、一般市民である裁判員に配慮し、裁判員不出頭でも判決宣告はできることになっている（法63条1項）。

なお、裁判員裁判以外の刑事裁判と同様、控訴上告に法律条文上の制限はないが、控訴上告審においては、裁判員制度の趣旨に鑑み、裁判員の国民目線の判断が尊重される運用が求められる⁵。

（3）制度の特徴

裁判員裁判では、各期日への裁判員の出頭を法的義務とする一方で（法52条），裁判員のために審理を迅速で分かりやすいものとすることに努めなければならない旨を定めている（法51条）。

これまでの刑事裁判（特に否認事件）は、期日が約1か月おきに開かれるために審理が長期化する傾向にあり、被告人をはじめとする事件関係者に多大な負担をかけるとともに、国民に裁判の負のイメージを抱かせる一因となってきた。また、刑事裁判で提出される証拠の大半は捜査機関が作成した捜査報告書や供述調書等の書面であるために、法廷では検察官が各書面の要約を簡単に述べる程度で済ませれ、事件の詳細を知らない者（法廷での一般傍聬人）には内容が分かりにくく、被告人のための公開裁判（憲法37条1項）の趣旨が没却される懸念もあった。これらの従来の刑事裁判が抱えていた問題に対して、国民が参加する裁判員裁判は、裁判員への負担軽減が直接の契機ではあるが、集中審理による審理の迅速化⁶と、直接主義・口頭主義の促進による分かりやすい裁判を目指して運用されており、その意味でも意義の大きい制度である。

（4）司法の国民的基盤の確立に向けて

後述（第2の3(3)及び(4)）の国民の意識調査でも裁判員裁判に対して司法が身近になったという声が多く聞かれ、裁判員経験者のアンケートでは大多数の裁判員経験者が裁判員の経験を肯定的に捉えている。まだまだ少しづつではあるが、着実に、国民の一部が裁判員裁判を通じて司法との関わりを深くしている。

従来職業裁判官のみによって行われていた刑事裁判に一般国民が直接参加する裁判員裁判は、国民が直接司法の担い手となるという意味で、司法の国民的基盤の確立に資する制度である。

⁴ 2018年1月末日時点では、自白事件の平均評議時間は499.4分、否認事件の平均評議時間は803.2分である（前出速報、表9）。

⁵ 裁判員裁判の判断を尊重し、これに反する控訴審判決を破棄した事案（最小判決平成24年2月13日刑集66巻4号482頁）。

⁶ 他方で、公判前整理手続の長期化も指摘されている（最高裁HP「第7回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」75頁以下）。

http://www.courts.go.jp/about/siryo/hokoku_07_hokokusyo/index.html

2 各地での活動

2018年1月末現在、選任された裁判員の数は6万0864人、補充裁判員の数は2万0711人であり⁷、これらの裁判員経験者の経験を共有し、広めるための活動が各地で行われている。当委員会では、各地での活動を調査した。

(1) 裁判員経験者ネットワーク（東京）

1) 設立の経緯・目的

裁判員経験者ネットワークは、2010年8月3日（東京地裁で開かれた裁判員裁判第1号事件の第1回公判期日の1年後の日）に裁判員経験者、弁護士、臨床心理士らにより設立された団体である。

裁判員制度開始以前の2007年ころから、市民による裁判員制度に関する学習会が各地で開催される中で、裁判員経験者の心理的負担が意識されるようになり、2009年5月の制度開始後、実際に裁判員の任務を終えた裁判員経験者もメンバーに加わって、設立に至った。共同代表世話人は、濱田邦夫弁護士（元最高裁判事）、牧野茂弁護士（日弁連刑事弁護センター）、大城聰弁護士（裁判員ネット代表理事）の3人である。

設立の目的は、①裁判員の貴重な体験を市民全体で共有すること、②裁判員経験者の交流の場を設定して、心理的負担の軽減に役立てることであり、非公開のグループワークで行われる「裁判員経験者交流会」を中心としつつ、裁判員経験を共有化するための活動を積極的に行っていている。

2) 現在の活動

設立当初から継続して行われている「裁判員経験者交流会」は、2018年3月時点で37回を重ねている。非公開の交流会であるため、裁判員経験者は「守られたグループ」の中で経験を話し、必要に応じて、同席した弁護士による法的疑問点に関する解説や、臨床心理士による心理面のアドバイスを受けることもできるため、裁判員経験者の心理的負担の軽減に役立っている。

さらに、ここで共有された裁判員経験者の声をもとに、課題について研究する「守秘義務市民の会」も定期的に開かれている。ここには、裁判員経験者、弁護士、臨床心理士の他、研究者、新聞記者、(3)で紹介する裁判員ネットのメンバー等も集い、過去には、助成金を活用したアンケート・面談調査や、調査結果報告のための公開シンポジウム、裁判所に対する提言も実施した。

また、2017年には、『裁判員裁判のいまー市民参加の裁判員制度7年経過の検証ー』（成文堂）の出版や、公開シンポジウム「裁判員をめぐる課題解決の実現に向けて～辞退率上昇と守秘義務の弊害」の開催などの活動も行った。

3) 裁判員経験者の声

2018年3月19日に実施された「裁判員経験者交流会」には、裁判員経験者4人、弁護士2人、臨床心理士2人、裁判員ネットに所属する学生1人が参加し、2時間半程度、忌憚のない意見交換が行われた。

⁷ 最高裁HP裁判員裁判の実施状況について（前出速報）表4

http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

裁判員経験者からは、裁判官・裁判員全員が、完全に平等な立場で1つの目標に向かって話し合い、意見を述べて、結論を出すというプロセスが、まさに民主主義の実現であるとして、制度の意義を積極的に評価する意見が述べられた。量刑判断については、基準を持たない一般市民には判断が難しく、裁判官の意見がよりどころと感じられたとの感想や、他方で、量刑グラフ⁸を参考にしつつも国民の視点を意識して意見を述べられたとの報告もあった。

裁判員の負担に関しては、被告人の人生を左右する重い判断に関わったことを、やりがいがあり、充実した経験だったと語る参加者が主であった。その他、欠勤することについて勤務会社で制度的理解が得られた例や、裁判員に「立候補」したと誤解された例、守秘義務の範囲について周囲から過剰に心配された例等が紹介され、判決後の裁判所の対応（担当事件の控訴の有無を確認できると知らされなかつたこと、判決文を持ち帰れなかつたこと等）に対する戸惑いも述べられた。

4) 今後の課題

裁判員を経験したことによる心理的反応は人によって様々であり、裁判員経験者同士が体験を共有することは、それぞれの心理的負担を軽減し、得がたい体験として受け止めしていくことに役立っている。

しかし、この団体の交流組織のことは社会で広く知られておらず、インターネットを通じての登録経験者が微増にとどまっている点が問題であり、他の交流組織とともにその周知による経験者交流組織への参加者増大につなげ、裁判員の貴重な体験をいかに市民全体で共有していくかは、今後の課題である。

(2) 裁判員ラウンジ（東京）

1) 設立の経緯・特色

裁判員ラウンジは、専修大学法学部飯考行教授（法社会学専攻）が主催する交流会である。飯教授は、弘前大学に勤務していた2009年に初めて裁判員裁判を傍聴し、第4章でも紹介する平野教授らとシンポジウムを開催するなど活動していた。2014年に専修大学に移ると、裁判員を経験した人の話を、裁判員制度に关心のある人が公開の場で聞くことができる場所を設けることを目的として、同年12月13日に第1回裁判員ラウンジを開催した。

裁判員ラウンジの特色は、①公開性（参加資格を問わない）、②3か月に1回という開催ペース、③大学の教室で開催していること、である。

2) 活動内容

裁判員ラウンジでは、20人程度から多い時で30人程度の参加者が集い、冒頭で学生による裁判員制度の概要説明が行われ、その後、飯教授からのインタビュー形式で裁判員経験者から経験談を聞き、質疑応答・懇談が行われる。

参加者の構成は、裁判員経験者の他、裁判官や弁護士等の専門法曹、報道関

⁸ 裁判員裁判においては、「量刑判断の客観的な合理性を確保するため、裁判官としては、評議において、当該事案の法定刑をベースにした上、参考となるおおまかな量刑の傾向を紹介し、裁判体全員の共通の認識とした上で評議を進めるべき」とされ（最判平成26年7月24日刑集68巻6号925頁），最高裁量刑検索システムの量刑グラフが評議で活用されている。

係者、大学生、一般市民等多岐にわたっている。裁判員裁判に关心を持ち、インターネットで検索したところ裁判員ラウンジのホームページを見つけて訪ねてみたという参加者も多い。

誰でも気軽に参加できる公開性に特色があることから、裁判や法律の知識がない一般市民でも参加しやすく、経験談を話す裁判員経験者以外にも複数の裁判員経験者が出席して活発に発言するため、複数の事件の経験を同時に参加者が共有することができる。さらに、質疑応答・懇談では、法曹関係者も含めて制度の実情や課題についてのディスカッションが行われ、裁判員裁判に关心を寄せる市民にとって裁判員裁判の情報を得る重要な機会となっている。

3) 裁判員経験者の声

2018年3月10日に行われた第14回裁判員ラウンジでは、2017年に補充裁判員を務めた経験者が体験談を話した。

前年の10月ころに裁判員名簿に登載された旨の通知が来た際には関心が薄かったこと、裁判の前に選任手続期日呼出の通知が来た時に戸惑ったこと、辞退する理由がなく選任手続期日に出頭し、補充裁判員に選ばれたこと等、裁判員に選任されるまでの気持ちの変化は、これから裁判員に選ばれるかもしれない一般市民には参考になる内容であった。

公判における当事者の活動として、検察官は発言がはきはきして聴き取りやすく、カラフルで見やすい資料を配付したが、弁護人の発言は聴き取りにくく、ワープロでベタ打ちの資料であったこと、評議においては、裁判官がフレンドリーで、緊張することなく話し合いができたこと等、各地の裁判所で開催されている裁判員経験者意見交換会⁹でも度々聞かれる感想が述べられ、裁判員裁判の実情が紹介された。

任務終了後の体験として、同じ事件の裁判員の何人かとはその後も連絡を取り合い、守秘義務を気にせずに当時の体験を話し合える貴重な機会になっていること、周囲の知人等からは積極的に話を聞かれることは少ないが、もし詳しく聞かれることがあれば守秘義務の限界は気になるであろうことも話があり、他の裁判員経験者や法曹関係者も交えて活発な議論が行われた。

最後に、裁判員経験者から、様々な人が参加できる制度（仕事が休めず参加できないという状況がないことが望ましい。）でなければ市民が参加する意味がなく、裁判員経験者の声が聞こえてくる環境がなければ、改善点があったとしても認識されず、裁判員制度の認知も広まらないとの感想が述べられた。

4) 今後の課題

裁判員ラウンジは、裁判員経験者相互の交流という役割だけでなく、裁判員経験者から裁判員裁判を経験していない参加者に対して、裁判員裁判の実情や課題を伝える役割を果たしている。参加者の年齢や職業は様々で、裁判員裁判に关心を寄せる市民にとって裁判員裁判の情報を得る重要な機会となって

⁹ 裁判所HPには、各地方裁判所で実施された裁判員経験者意見交換会の議事録が公表されている。<http://www.saibanin.courts.go.jp/ikenkoukan/index.html>

いる。

しかし、これは裁判員裁判の実情が一般市民に十分に伝わっていないことの表れともいえる。今後、いかにこのような活動を広めていくかが課題である。

(3) 一般社団法人 裁判員ネット（首都圏）

1) 設立の経緯・特色

裁判員ネットは、2009年4月5日に設立された組織である。

主に首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）を活動拠点としている。

設立の経緯は、裁判員制度発足前に、裁判員制度の賛否が法曹を中心に議論される中で、「市民から見てどうなのか」という視点が抜け落ちていると感じ、市民の視点を制度に取り入れていくことの重要性を伝えるため、現在代表理事を務めている大城聰弁護士等が中心となり発足に至った。

2) 現在の活動

大学生10数人と社会人4,5人が活動の中心を担っている。法的観点からの助言や組織全体の運営は、大城弁護士や福田隆行弁護士（理事）等が担っている。

主な活動としては、①裁判員裁判市民モニターの実施、②裁判員制度フォーラムの開催、③政策提言活動、④法教育活動があげられる。

①裁判員裁判市民モニターは、市民から「裁判員裁判市民モニター」を公募し、複数人で実際の裁判員裁判を傍聴した上で、法廷で見聞きした証拠をもとに議論（評議）を行い、判決前に一定の結論を出すという試みである。裁判員裁判制度発足の第1号事件から実施し、市民モニターの総人数は300人以上、総事件件数は650件以上となっている。

以下では、市民モニターを経験した方の声を一部御紹介する。

「『市民の視点で事件を見つめ、市民の感覚を反映させた判決』というのは、確かに望ましいものだと感じますが、それは裁判員の方々の大きな葛藤や心労の結晶と言えるのではないかと感じました。ただ傍聴しただけの私でも多くのことを感じ、悩んでしまいました。実際に判決や量刑に関わった裁判員の方々が感じたプレッシャーや辛さは想像できないほどだと思い、それに対するしっかりととしたサポートの必要性を強く感じました。今回の傍聴は私にとってとても良い経験になりました。傍聴を通じ、『法学や裁判に関する知識がないからこそ』見えてくるものや疑問があるのではないかと思いました。そういう独自の視点を大切にしてこれからも裁判員制度について考えていきたいです。」

「裁判という場は裁判員のためにではなく、被告人のために開かれたものです。わかりやすさを求めた結果が被告人に不利にはたらくことがあってはなりません。裁判員、また市民にとってわかりやすい裁判というものをどのように実現してゆくのか、その点に関してもまだ議論する余地があるのでないでしょうか。裁判傍聴後、実際に裁判員の立場になって自分なりの判決を出すという模擬評議を行いました。しかし、私は最後まで答えを出すことができませんでした。被告人、また被害者の立場に立って考えれば考えるほど、判決

をどうしたら良いのかわからなくなってしまったからです。裁判は多くの人の人生に関わります。間違えるということは決して許されません。そのプレッシャーを背負いながら裁判員は限られた時間の中で人を裁かなければならぬのです。改めて裁判員制度の難しさを実感しました。」

②裁判員制度フォーラムは年に2回（5月と11月）開催している。活動の振り返りや報告とともに、11月のフォーラムでは、次年度の裁判員名簿に登載された方向けに、裁判員制度の現状を伝えるなどしている。

③政策提言活動としては、守秘義務や裁判員の心理的負担等への提言を継続して行っている。設立の当初から提言していた、裁判員裁判実施日時の公表は、既に東京地方裁判所のホームページ等で実現している。

④市民の視点を取り入れるために、裁判員裁判制度のみならず刑事裁判全体に対する理解が重要であることから、学生に対して、ワークショップの開催や出張授業などの法教育活動も実施している。

その他、刑務所見学や大学生のインターン生の募集など、広く市民に裁判員裁判や刑事司法の分野に興味や理解を得るべく活動している。

3) 今後の課題

市民の声を裁判員制度にも反映していくために、政策提言を中心とした継続した活動がこれからも必要となる。現在すでに実施しているが、裁判員裁判に関連した他の市民団体との連携関係を維持し、各種の団体からの多様な観点からの議論や提言が必要となってくる。

また、市民の主体的な参加のためには、刑事司法分野に関する基礎的な知識や理解が不可欠である。そのため、法教育活動は今後より一層の充実が必要である。

(4) 市民の裁判員制度めざす会（名古屋）

1) 設立の経緯・目的

市民の裁判員制度めざす会（以下「めざす会」という。）は、1999年4月に弁護士会モニター経験者が結成した「きさらぎ会」のメンバーが中心となって、裁判員制度の構想が出てきたころの2003年7月に、市民のための裁判員制度の実現をはかることを目的に「めざす会」に発展させた団体である。

2) 団体の性格

めざす会は、裁判員経験者の集まりではなく、「気軽にやろう。楽しくやろう。続けてやろう。」との合言葉で、市民の立場から裁判員制度を考え、発信していく活動を行う市民グループである。

メンバーは、一般市民のほかに、弁護士、元裁判官がおり、約20人で構成されている。

3) 活動内容

めざす会がこれまで行ってきた主な活動内容は、次のとおりである。

① 例会

月1回程度、メンバーが集まって、市民が参加しやすい裁判員制度のための企画や調査等を検討している。現在の主な参加メンバーは、10人弱ほど

となっている。

② シンポジウムの開催

裁判員の守秘義務問題に関するメディア関係者とのシンポジウムや裁判員制度の運用に関する法曹三者とのシンポジウムを開催してきた。

③ 模擬裁判（裁判員の評議）の実施

裁判員の評議を行う模擬裁判を市民向けに2回上演した。なお、この模擬裁判を録画したDVDを利用して、学校の授業、学校祭のイベント、自治体の市民向け講座を対象に、出前体験会も行ってきた。

④ 研究報告書の作成

2012年には、共同研究の成果として、「裁判員経験者の視点を取り入れた刑罰の考察」との報告書を作成している。この報告書は、めざす会が実施した複数の裁判員経験者からの聴き取り調査で、裁判員経験者の強い関心の1つが、実刑となった被告人のその後の更生の可能性であったことから、事例研究会の成果などをまとめて作成したものである。

⑤ 様々な提言

裁判員選任日と裁判日との分離、裁判員制度の広報の在り方、裁判員経験者のメンタル面のサポート、車椅子利用者のための通路等の工夫などといった提言をしている。

4) 今後の課題

めざす会は、市民目線を大事にして、市民が参加しやすい裁判員制度をめざして、様々な活動をしてきたが、裁判員制度が定着してきた中で、今後、市民の裁判員制度に関する興味を維持させるにはどうしたらよいかを模索している。現在は、裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下に関し、考えられる原因をいくつか議論し、原因となる仮説を提示するとともに、その妥当性を一つずつ議論している。その議論の結果は、新たに開設するブログ（準備中）に掲載していく予定である。

(5) 社会福祉法人大阪ボランティア協会 裁判員ACT（大阪）

1) 設立の経緯

「“裁判員ACT”裁判への市民参加を進める会」は、2009年に始まった裁判員制度について、司法への市民参加を進めるものとして評価し、さらにより良い制度にするための活動を目的として、同年、結成された。「市民の、市民による、市民のための司法を実現する会」をキャッチフレーズに、市役所職員、障害者支援のNPO法人スタッフ、地元自治会長の裁判員経験者、新聞記者、弁護士等20人以上が参加している。

2) 活動目的

以下の現状と理想のギャップを解消するために各活動を行っている。

① 現状

- a 刑事司法は社会の縮図であるが、刑事司法に対する市民の関心は低く、刑事司法の実情も不透明である。
- b 裁判員制度の現状は見えにくく、刑事司法制度の見直しや市民の主体的

な制度参加が実現できない。

- c 裁判員経験者・裁判員候補者が経験や意見を表明する機会が少ない。

② 理想

- a 様々なアクターが協力し、問題の解決に取り組む社会の実現を目指し、そのような問題について考える場を作る。

- b 被告人、裁判員も含めて関係者全員が主人公であると自覚できる市民のための司法を実現する。

- c 裁判員経験者や裁判員候補者等の市民が意見を表明できる機会を作る。

3) 活動内容

① 例会

毎月、大阪ボランティア協会に集まり、各活動の企画・報告を行う。

② 傍聴 c a f e

毎月、刑事裁判を傍聴し、うち3回は、裁判員裁判を対象とし、市民から傍聴者を募集する。その際、弁護士が付き添う。

③ 裁判員経験者との懇談会

裁判員経験者と連絡を取り、裁判員を経験しての感想や意見を聞き、今後の活動に役立てる。

④ 連続セミナー

実際に起った事件の弁護人等を講師に招き、同事件から犯罪の原因を考え、社会がどのように取り組むべきかについて考察する。社会的孤立と刑事司法、出所者雇用の取組等のテーマを取り扱った。

⑤ 公開学習会

裁判員制度の意義等について市民を対象に説明し、裁判員経験者の話を聞く。

⑥ ミニ学習会

裁判員裁判の在り方について年数回開催されるメンバーの学習会。精神科医の講演、裁判員裁判についての司法記者の報告等。

⑦ 檢察官との懇談会

2015年2月15日、大阪地方検察庁の現職検察官と、捜査や刑事裁判をテーマに懇談した。

⑧ 外部発信～裁判員ACT通信の発行、『ウォロ』への連載

活動内容を紹介した『裁判員ACT通信』をブログで発信している。また、大阪ボランティア協会が発行する総合情報誌『ウォロ』に、「傍聴カフェ～裁判から見える社会」と題するコラムや「司法と市民活動」等の特集企画を掲載している。

4) 裁判員経験者の声から

① 刑事裁判、裁判員裁判について

裁判員裁判を経験したことで、刑事裁判や裁判員裁判が身近になった。刑事事件についても、より考えるようになった。

他方、刑事裁判の難しさを改めて感じた。評議では、裁判員は自己紹介せ

ず番号で呼ばれるため、互いの発言の背景や立場を明かさずに意見だけを言うことはやりにくく、思ったことを発言できない場面もあった。

② ひろめたい

裁判員候補者による辞退多数と聞くが、残念である。裁判員裁判に関するネガティブなイメージを払拭したい。そのための教育や環境づくりが大事だと思う。

5) 小括

裁判員ACTは、裁判員経験者のみでなく、一般市民、社会事業に携わる者及び法曹関係者等幅広い層によって構成されている。刑事裁判の傍聴を重ねながら、刑事司法からみえる社会問題を探り、検証作業を続けている。

そして、検証作業だけでなく、セミナーや学習会などのイベント、情報誌連載やネットを通して、社会へ広く発信している。今後も、新たな裁判員経験者が加入し、最新の裁判員経験が反映され続けるとともに、同団体の活動がより多くの市民の耳目に届くことが期待される。

(6) 裁判員交流会インカフェ九州（福岡）

1) 設立の経緯・目的

裁判員交流会インカフェ九州（以下「インカフェ九州」という。）は、2014年11月、裁判員経験者らにより、裁判員経験者が、裁判員としての経験を他者に伝えることができる場を、福岡の地で確保する目的で設立された団体である。

2) 現在の活動

2018年3月時点におけるインカフェ九州の開催回数は、13回である。インカフェ九州は、SNSで開催日程を公開し、裁判員経験者だけではなく、裁判員未経験者の参加も募っている。

また、インカフェ九州は、裁判員経験者が裁判員としての経験を他者に伝える場を提供するだけでなく、土井政和教授（九州大学法学部（当時））を招聘して死刑問題をはじめ刑事政策関連の講義を行うなど、司法に対する市民の関心と理解を深める場を提供している。

3) 裁判員経験者の声

① 守秘義務の問題について

裁判員経験者が、裁判員としての経験を話そうとするとき、守秘義務の正確な理解が容易ではなく、何を話してよいのか具体的にはつきりしないため、話すことを躊躇する。

また、裁判員経験者の勤務先の同僚等の周囲の人においても守秘義務についての十分な理解がないため、裁判員経験者に対し、裁判員経験者の経験について尋ねることが過度に控えられている。

② 刑事事件への関心について

裁判員を経験するまで、刑事事件報道に接しても、あまり関心がなかったが、裁判員を経験した後は、刑事事件報道に接したとき、関心を持つようになった。

4) 活動の意義と課題

① インカフェ九州の活動の意義

裁判員経験者が、裁判員を経験しても、その非日常的かつ濃密な経験を他者に語ることができなければ、裁判員経験者の心理的負担となり得るところ、インカフェ九州の活動は、その心理的負担の軽減に資する。

裁判員を経験するだけでなく、裁判員としての経験を他者に語ることは、語る者・聴く者の双方について、司法に対する関心と理解を深めることから、インカフェ九州の活動は、裁判員経験者だけでなく、広く市民一般の司法に対する関心と理解を深めることに資する。

インカフェ九州は、土井政和教授の講義を行うなど、市民の司法への関心と理解を深める活動も行っている。

インカフェ九州の活動は、市民によるものであり、裁判員制度の下支えとなるものであり、また、司法への関心と理解を深めるものでもあり、その活動が発展すれば、司法を市民が支える基盤の一つとなり得るものである。

九州地方で継続して活動を行うことにも意義がある。

② インカフェ九州の課題

最近、インカフェ九州については、参加者数が伸び悩んでおり、新規の参加者がないときもある。

インカフェ九州の活動は、極めて意義のあるものであり、司法を市民が支える基盤となり得るものであるから、参加者数減少の原因究明と、さらなる広報活動が期待される。

(7) Lay Judge Community Club～裁判員経験者によるコミュニティ～（LJCC）

1) 設立の目的

LJCCは、2010年9月に東京地方裁判所で裁判員を経験した田口真義氏ら裁判員経験者有志の呼びかけで、2012年8月1日に発足した、裁判員経験者の交流を図る団体である。

裁判員経験者が気安く集まり、気軽に話ができる場がなかったため、声なき声を持つ裁判員経験者たちの受け皿となれるように、LJCCを設立した。設立当初は、10人ほどのメンバーで始まったが、現在（2018年3月27日）は、33人のメンバーが参加している。

2) 設立の経緯と活動内容

① 設立の経緯

田口氏は、裁判員を経験した後、自分たち市民は司法のユーザーであると考えるようになり、裁判員制度が導入されただけで司法制度がよくなるとは思えず、司法のユーザーとしてよりよい司法制度であって欲しいとの思いから活動を始め、いろいろな裁判所や事件の裁判員経験者たちと交流をするようになった。

田口氏ら裁判員経験者の有志は、こうした裁判員経験者の交流の中から、「裁判員制度と周辺環境における提言書」を取りまとめた。提言書では、検察は証拠を原則すべて開示すること、希望する裁判員候補者には刑務所見学を実施すること、期日を超過したとしても評議時間は充実したものにするこ

と、希望する裁判員経験者には上級審の公判期日を知らせること、裁判所主催の裁判員経験者の意見交換会を定例化すること、死刑についての情報公開を徹底すること等13もの提言を行っている。

さらに、提言書の取りまとめ後、田口氏ら裁判員経験者の有志は、この提言書を、約3か月かけて全国の裁判員裁判を行っている地方裁判所その他関係機関に手渡しました。全国を巡った際に、思ったことや感じたことを言う場所がない、守秘義務の壁があつて言ってよいかわからない、などの裁判員経験者の声を聞き、全国規模で動ける団体をつくり、その中で交流を図れば、裁判員経験者の率直な言葉や感想を話してもらうことができ、次の活動に活かしていくのではないかとの思いから、LJCCを立ち上げることになった。

② 設立後の活動

LJCCは、裁判員経験者が、気安く集まり、気軽に話し、機会があれば社会に還元することを理念とする専門家抜きの団体として、全国規模で活動を行っている。

その活動内容としては、全国各地での交流会の開催、大学や研究会での講演・講義や情報提供、刑務所見学やテレビ・ラジオ等各種メディアへの出演協力を行っている。全国各地での交流会は、特に取決めではなく、裁判員経験者が、裁判の話をすることもあれば、世間話等裁判とは関係のない話を雑多に話し合う、茶話会のような雰囲気である。こうした活動を通じて、裁判員経験者の思いや考えを聞き、裁判員経験者と共有し、社会に還元することで、公益につながれば、と考えている。

LJCCに参加しているメンバーは、メディア等の報道を見て連絡して参加したり、紹介を受けて参加したり、自らネット検索などをしてアクセスし参加するなど、自主的に参加している。

また、田口氏は、LJCC立ち上げ後の2013年には、裁判員経験者にインタビューしてまとめた『裁判員のあたまの中－14人のはじめて物語』（現代人文社）という書籍を発刊している。

さらに、田口氏ら裁判員経験者有志は、2014年2月には「死刑執行停止の要請書」を出した。これは、死刑について判断する裁判員が、死刑について何も知らないまま判断しなければならない現状があったために出したもので、死刑の執行停止、死刑に関する情報公開、死刑に関する国民的議論を促すことをその要旨としている。

3) 裁判員経験者の声

田口氏は、発刊した『裁判員のあたまの中－14人のはじめて物語』において、裁判員経験者のインタビューをしているが、その中で裁判員経験者の声としては、次のようなものが挙げられる。

「（裁判官と裁判員では）率直に、情報が平等ではない」など、裁判員に情報が少ないといった声があり、その中で判断をしなければならないという不安があるようである。

また、「事件のその奥に何があるんだろう、という視点が生まれた」、「被告人の立場や司法の役割を考えるようになった。私たちは、法律で守られている、ということを実感できました。」、「裁判員の事件とか、報道されている事件について興味を持つようにな」ったといった、裁判員の経験を通じて、社会や司法への見方が変化したとの声もある。

裁判員の経験については、「話すことで、裁判への理解やそれに対する議論も広がりが出るのに、もっと社会に還元していくようにならないといけないと思います。」といった声がある一方で、「(経験した裁判員裁判について周りから)触れちゃいけないと思われていて、今もずっと話ができないでいます。」、「守秘義務のことは頭をよぎりました。余計なことを言えないぞ、と。それが怖くて、話せなくなったりました。」といった声があり、裁判員の経験が社会に還元しにくい現状が見て取れる。

4) 今後の課題

田口氏ら裁判員経験者有志は、司法のユーザーである市民として、よりよい司法制度であって欲しいとの思いから活動を行っているが、そのためには、刑事裁判が決して他人事ではなく、自分の事として考えられるようになることが第一歩であると考えている。

しかし、田口氏ら裁判員裁判経験者は、日本では、市民が司法を自分の事として考えるというスタートラインにも達していないと感じており、そのことを訴えて活動をしているものの、なかなか伝わらないこと、それに加えて、裁判員裁判等について、世間の関心が薄れきっていることが問題であると感じている。

ただ、このような活動は、継続的・長期的に行っていかなければならないので、早急に結論を出すような問題ではないとの一面もある。

(8) 小括

以上が各地での活動を調査した結果の概要である。それぞれの組織で活動内容や規模は異なるが、いずれも裁判員経験者の経験を価値あるものと評価し、これを広めていくことの必要性と課題を認識している点で共通する。

そこで、次に、裁判員制度の導入によりどのような変化が生じ、司法の国民的基盤の確立にどのようにつながっていくのかをまとめた。

3 裁判員制度の導入による変化と課題

(1) 刑事裁判の変化

裁判員裁判では、連日の開廷による集中審理が行われるため、必要的に公判前整理手続に付され、公判が始まる前にあらかじめ争点と証拠が整理される。そのため公判手続は、1か月に1回程度五月雨式に開廷されていた制度開始前と比べ、集中して短期間で実施される¹⁰。

¹⁰ ただし、平均実審理期間や公判前整理手続期間については、制度開始後、長期化の傾向にあることが指摘されている(最高裁判所HP「第7回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」75頁以下) http://www.courts.go.jp/about/siryo/hokoku_07_hokokusyo/index.html

また、分かりやすい審理を実現するため、証拠が厳選され、供述調書よりも人証・被告人質問が重視されるようになり、公判中心主義・直接主義の充実が図られるようになった。2004年刑訴法改正の公判前整理手続の導入に際し、証拠開示の制度が法定され、検察官から弁護人に対し、数多くの証拠が開示されるようになったことも大きな変化である。2019年までには、裁判員裁判対象事件（及び検察官独自捜査事件）について、取調べ全過程の録音・録画が行われることになり（2016年刑訴法改正），適正な捜査が実現されるとともに、より検察官・弁護人の情報格差が解消され、充実した公判審理につながることが期待される。

（2）裁判所の変化

裁判員裁判の導入による裁判官の意識変化も報告されている。制度開始前には、刑事裁判官から、一般市民と一緒に刑事裁判を行うことへの戸惑いや危惧も聞こえたが、制度施行後3年が経過するころには、裁判員の熱意や、証拠に真摯に向き合う姿勢を評価し、職業裁判官が「市民裁判官」と話し合って答えを見つけていくことの意義が認識されるようになった¹¹。制度施行後9年が経過した現在では、評議の在り方に関する検討も進み¹²、また、任官当初から裁判員制度が存在した世代の裁判官も増えており、制度の定着とともにさらなる裁判官の意識変化が推測される。

裁判所の広報の取組も積極的である。以下に紹介するホームページにおける情報公開に加え、2017年には、辞退率上昇・出席率低下の原因を統計資料等に基づき客観的に分析し、その内容を公表した¹³。その考察結果を踏まえ、最高裁から全国の裁判所に対して事務連絡を行い、各庁において、呼出状の再送達及び事前質問票の返送依頼の取組が順次行われるようになっている¹⁴。庁によつては、呼出状に、勤務先への協力を求める書面や過去の裁判員経験者の感想を分かりやすく記載した書面を同封するなど、国民の司法参加を促す工夫が積極的に行われている。

（3）国民の意識の変化

最高裁は、毎年、裁判員制度の運用に関する意識調査を実施し、裁判所のホームページで公開している¹⁵。

¹¹ 浅見宣義ほか「日本裁判官ネットワーク・シンポジウム 司法改革10年、これまでとこれから 第二部パネルディスカッション 司法改革の現状と裁判官等の評価」判例時報 2168号3頁（2013）

¹² 三島聰編「裁判員裁判の評議デザイン 市民の知が活きる裁判をめざして」日本評論社（2015）、國井恒志「裁判員裁判における評議の現状と課題—裁判員と裁判官の実質的協働を実現するための提言—」『シリーズ刑事司法を考える 第5巻 裁判所は何を判断するか』岩波書店 172頁（2017）

¹³ 裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務結果（2017年5月・株式会社NTTデータ経営研究所）：http://www.saibanin.courts.go.jp/12/17_05_22_bunsekigyoumu.html 本基調報告書の別添CDに収録されている。

¹⁴ 最高裁HP「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第29回）議事概要」（2017年10月3日実施）http://www.courts.go.jp/saikosai/vems_1f/80802910.pdf

¹⁵ 最高裁HP「裁判員制度の実施状況について【データ】～もっとくわしくお知りになりたい方へ～」http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

2017年1月に実施された調査によると、裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象として、「裁判所や司法は近づき難い」との質問に「そう思う」「ややそう思う」と回答した率は75.6%、「国民の感覚が反映された裁判」との質問では28.8%、「裁判の手続や内容がわかりにくい」との質問は75.9%、「裁判に時間がかかる」との質問は85.9%であった。

これに対し、現在実施されている裁判員裁判の印象として、「裁判所や司法が身近になった」との質問に「そう思う」「ややそう思う」と回答した率は50.6%、「裁判の結果に国民の感覚が反映されやすくなった」との質問では54.0%となっており、国民の意識に変化が見られる。他方で、「裁判の手續や内容がわかりやすくなった」との質問では28.3%、「裁判が迅速になった」との質問では22.2%と制度開始前と比較して大きな変化は見られず、引き続き検証・工夫が求められる。

(4) 裁判員経験者の声と今後の課題

裁判員経験者に対しては、制度開始以降、最高裁によるアンケートが実施され、各地の裁判所においても裁判員経験者意見交換会が定期的に実施されており、いずれも裁判所のホームページで公開されている¹⁶。

2017年度に実施された裁判員経験者に対するアンケートでは、「裁判員に選ばれる前の気持ち」について、「積極的にやってみたい」「やってみたい」と回答した率は37.0%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」「やりたくないかった」との回答は47.0%であり、後者の方が上回る。一方、「裁判員として裁判に参加した感想」について、「非常によい経験を感じた」「よい経験を感じた」と回答した率は96.3%であり、裁判への参加を経て、ほとんどの裁判員経験者が「よい経験」と受け止めていることが分かる。

評議に関しては、話しやすい雰囲気であったと回答した率は78.8%，評議で十分に議論ができたとの回答は78.0%であり、議論の充実が窺われる。審理に関しては、裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した率が91.6%であるのに対し、検察官の説明に対しては65.7%，弁護人の説明に対しては36.6%が「わかりやすかった」と回答するにとどまっており、当事者の活動の難しさと課題が垣間見える。

この他、裁判員経験者意見交換会では、裁判員経験者から、一人の人生を左右する判断をすることの責任の重さとやりがい、仕事を調整して公判期日に出頭することの苦労が述べられることもあり、報道でも取り上げられた遺体写真等の「刺激的証拠」に対する感想や、公開の法廷で顔を明らかにすることについての不安が言及されることもある。裁判員の心理的負担への配慮、安全への配慮、出頭への配慮などが今後の課題である。

¹⁶ 最高裁 HP 裁判員経験者の意見交換会議事録
<http://www.saibanin.courts.go.jp/ikenkoukan/index.html>

(5) 司法の国民的基盤の確立のために

裁判員制度は、2019年5月で制度開始から10年を迎える。課題はあるものの変化を遂げつつ制度として定着し、一般国民が裁判官と共に刑事裁判に参加し、事実認定、法令適用、刑の量定について判断する、直接的な国民の司法参加の制度である。96.3%の裁判員経験者が「よい経験」と受け止めるその経験を、広く国民が共有することは、多くの国民にとって裁判員制度が当たり前に存在する制度と認識されることにつながり、司法の国民的基盤の確立につながっていく。

本シンポジウムでは、その方策について、パネルディスカッションで探っていきたい。

第3 司法参加制度の活用

1 はじめに

第2では、司法参加制度のうち裁判員制度を取り上げ、裁判員経験を社会に広げることに焦点を当てて論じた。

次に、本項では、裁判員制度以外に市民が司法手続に関わっている諸制度について検討する。これら司法参加制度がよりよく機能していくこともまた、司法の国民的基盤を強化していく上で重要である。

2 労働審判制度

(1) 労働審判制度について

1) 労働審判とは

労働審判は、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事紛争（個別労働関係民事紛争）を対象に、地方裁判所に設置される労働審判委員会が、原則3回以内の期日で、事件を審理し、調停成立を試み、それによる解決に至らない場合には、権利関係を踏まえつつ、事案の実情に即した解決のための審判を下し、当事者が異議を申し立てれば通常訴訟に移行する手続である（労働審判法1条参照）。労働審判委員会は、裁判官（本制度では「労働審判官」と呼ばれる。）1人と労働関係の専門家である労使各1人の労働審判員2人から構成される。

労働審判員による労働関係の専門的知見・経験を取り入れて、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とした非訟手続である。権利関係と手続の経過を踏まえ、実体法上の権利を実現するものに限らず、柔軟に審判の内容を定めることができる。労働審判委員会の決議は過半数の意見による。労働審判官と労働審判員は各1票をもっている。労働審判官と労働審判員の意見が分かれた場合には、労働審判員2人の意見が労働審判委員会の決議になる。

2) 労働審判制度の位置付け…労働紛争解決のための各種の制度と労働審判

労働関係に関する紛争は、労働組合との争議を典型とする集団的労働紛争と、個々の労働者と事業主との間の個別労働関係紛争に分けられる。集団的労

